

**平成24年度 地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）
実施要綱 別紙1**

第1 一般事業に係る交付対象事業及び特例（実施要綱第2, 第301, 第401, 第501, 第601関係）

区 分	対象事業	特例的扱い
1 社会福祉 事業	ハード (1) 高齢者福祉施設 整備事業 (2) 心身障害者福祉 施設整備事業 (3) 婦人又は児童福 祉施設整備事業	—
	※ 福祉振興・介護保険基盤整備事業で対象とする事業及び老人保健施設整備事業を除く。	
	ソフト (4) 地域福祉推進 事業	—
2 教育文化 振興事業	ハード (1) 社会教育施設 整備事業 (2) 文化振興施設 整備事業 (3) 青少年健全育成 施設整備事業	—
	(4) 文化財保存整備 事業	<p><対象事業、対象経費> 国庫補助を受けて行う事業に限って交付対象とし、対象経費は、国庫補助対象経費と同様とする。</p> <p><市町村が補助することができる団体> 文化財保存整備の実施主体</p> <p><算定> 交付金の算定については、制度要綱第7は適用せず、国庫補助対象経費から国庫補助金を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p><限度額> 下限額 250万円</p>
	(5) 埋蔵文化財緊急 発掘調査事業	<p><対象事業、対象経費> 国庫補助を受けて行う事業に限って交付対象とし、対象経費は、国庫補助対象経費と同様とする。</p> <p><算定> 交付金の算定については、制度要綱第7は適用せず、国庫補助対象経費から国庫補助金を控除した額に2分の1を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p><限度額> 下限額 250万円</p>
	※ 幼稚園整備事業、義務教育施設整備事業及び高等学校(寄宿舎を含む。)等整備事業を除く。	
	ソフト (6) 地域文化振興 事業	—

	ト	(7) 地域国際化推進事業	
3 生活環境整備・地域づくり事業	ハ ー ド	(1) 市街地住環境施設整備事業 (2) コミュニティ施設整備事業 (3) 防災施設整備事業	—
		(4) 移住促進施設整備事業	<p><対象事業></p> <p>(1) 移住を促進するための生活体験用施設を整備する事業</p> <p>(2) 移住促進施設として使用するため、他の目的で整備された既存施設を改修又は補修する事業（初回の改修又は補修に限る。）</p> <p><市町村が補助することができる団体> 総合振興局長が適当と認める者</p> <p><限度額> 上限額 1,000 万円（集合住宅は、2,000 万円） 下限額 250 万円（既存施設を改修又は補修する事業は、50 万円）</p> <p><算定> 市町村が他の団体に補助する事業については、市町村が補助する額の2分の1を限度（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とする。）として、交付金額を算定するものとする。</p>
		(5) 消防施設整備事業	<p><対象経費> 車庫及び器具庫（タイヤ保管庫、ホース格納庫、ホース乾燥室等を含む。）に係る経費に限り交付対象経費とする。</p> <p><限度額> 上限額 1,500万円</p>
		(6) テレビ難視聴解消施設等整備事業	<p><対象事業、対象経費> 山岳、丘陵その他の地形によって電波が遮断されることにより複数の民間放送が受信できない地区において、その解消を図るため、中継局又は共同受信施設を整備する事業を対象とする。ただし、次の経費を交付対象経費から除くものとする。</p> <p>(1) テレビ中継局整備事業のうち、チャンネルプラン局の整備に要する経費</p> <p>(2) テレビ共同受信施設整備事業に係る各戸への「引込設備」に要する経費</p> <p>(3) NHK放送、衛星放送に係る経費</p> <p><市町村が補助することができる団体> 放送事業者等</p> <p><算定> 事業実施主体の負担を最低3分の1とみなし、交付対象経費から事業実施主体の負担を控除して交付金額を算定する。</p>
		(7) 火葬場・葬祭場整備事業	<p><対象事業> 一部事務組合が実施する事業、複数市町村の共同利用が図られることが明確になっている事業及び将来の共同利用を明確にした上で、関係市町村による共同利用に関する具体的な検討が進められている事</p>

			業で、地域の特殊事情により特に必要と認められる事業を対象とする。
		※ 道路（橋梁を含む。）整備事業、産業廃棄物処理施設整備事業及び病院等整備事業を除く。	
	ソフト	(8) 地域環境サポーター支援事業	<交付対象者> 総合振興局長が適当と認める者を対象とする。
		(9) 地域情報化推進事業	
		(10) 地域景観形成事業	
		(11) 地域環境保全・創造事業 (12) 地域間交流・連携事業 (13) 移住促進事業 (14) 地域防災対策事業	
4 スポーツ振興事業	ハード	(1) 屋内スポーツ施設整備事業 (2) 屋外スポーツ施設整備事業 (3) 総合体育館整備事業	—
	ソフト	(4) スポーツ振興事業	—
5 観光レクリエーション振興事業	ハード	(1) 観光レクリエーション基盤施設整備事業 (2) 道立自然公園施設整備事業	—
	ソフト	(3) 観光業の振興に関する事業	—
6 産業振興事業	ハード	(1) 農業振興施設等整備事業	<対象事業、対象経費> 地域農業・農村の構造改革を進めていくために必要な施設・機械・器具など、次に掲げる整備事業を対象とし、当該整備等に付随する設置工事費、施設の改修費（事業の目的を達成するために必要な建物等の改修であり、単なる維持補修でないと認められる場合に限る。）及び当該整備等と一体で行う簡易な建物（プレハブ、D型ハウスなどで、簡易に移動が可能なもの。）の導入に要する経費についても対象とする。 (1) 地域農業のシステム化のための事業 農作業の受委託、大規模な農業の協業化、高齢者・農村女性・都市住民等による営農の展開、新規就農者の確保育成、通年農業経営の確立など、地域農業のシステム化の取組みに必要な事業 (2) 農村における新たな産業おこしのための事業

地場農畜産物の加工・販売、グリーン・ツーリズムの展開、関連産業と結びついた農作物栽培の振興、地域ぐるみでの共同産直・直売の展開など、農村における新たな産業おこしの取組みに必要な事業

(3) 新しい就農支援システムのための事業

「小規模長期リース農場整備モデル事業実施要領」(平成14年8月12日付け農改第538号農政部長通知)第2に規定する新規就農支援システム化推進活動事業により新規就農支援システムの構築、研修農場選定の検討が行われた地域等において実施される小規模長期リース農場の整備(新規就農希望者の研修に必要な小規模かつ長期のリースを可能とする施設等の整備)に取り組む事業

(4) 地域水田農業の高度化のための事業

米産地の再編、転作作物の定着、耕畜連携や園芸作物の導入等による経営の複合化など、多様な地域水田農業の高度化に取り組む事業

＜市町村が補助することができる団体＞

(1) 農業協同組合

(2) 営農集団(農事組合法人、農事組合法人以外の農地法第2条第3項に規定する農業生産法人又は農業者(自ら業として農業を営む者又は農業に従事する者をいう。以下同じ。)等の組織する団体であって、法人格を有しないものにあつては代表者の定めのあるもの。ただし、構成員の中に生計を別にする3名以上の農業者を含み、かつ、農業者が構成員の2分の1を占め、代表者が農業者であるものに限る。)

(3) 農業経営基盤強化促進法第4条第2項に定められている農地保有合理化事業を行う営利を目的としない法人

(4) 当該事業の実施主体として農業・農村の構造改革の推進に特に寄与するものと認められ、かつ、公益性や優先度の視点から総合振興局長が適当と認める団体

(2) 漁業振興設備等整備事業

＜対象事業、対象経費＞

地域水産業の体質強化を図るために必要な機械・器具など、次に掲げる設備整備事業等とし、当該設備整備等に付随する設置工事等についても対象とする。ただし、市町村が団体に補助する事業で、以下の(5)～(7)の事業を実施する場合には、市町村が事業費の一部を負担する場合に限り対象とする。

(1) 共同化・協業化促進事業

生産体制の効率化とコスト削減に向けた共同化等の事業

(2) 高齢者・女性就労環境支援事業

高齢漁業者の生きがいづくりや女性の就労環境の改善等の事業

(3) 地域関連産業連携支援事業

漁業と地域の関連産業との連携に必要な事業

(4) 漁業新技術導入事業

新たな漁業生産システムの導入に向けて必要な事業

(5) 密漁監視・害敵駆除など、資源の適正管理のための事業

		<p>(6) 新たなる漁場づくりや荒廃漁場の機能回復のための事業</p> <p><限度額> 共同化・協業化促進事業、高齢者・女性就労環境支援事業、地域関連産業連携支援事業及び漁業新技術導入事業については、市町村が団体等に補助する場合に限り下限額を200万円とする。</p> <p><市町村が補助することができる団体> 次に掲げる団体（代表者、規約等の定めがあるものであって、原則として3戸以上の受益戸数がある事業を実施するものに限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 漁業協同組合 (2) 漁業生産組合 (3) 漁業者及び漁業従事者を主構成員とするもの (4) 漁業の振興等を目的として組織された団体
	(3) 産業活性化支援施設整備事業	<p><対象事業> 食クラスター活動の推進などの産業活性化に資する各種施設（物産館、地場産品加工・研究施設、道の施策として推進を図っている間伐材利用施設等）の整備事業を対象とする。ただし、農業振興施設等整備事業及び漁業振興設備等整備事業を除く。</p> <p><市町村が補助することができる団体> 次に掲げる団体（以下「公共的団体等」という。）に対し補助し、又は出資する事業についても対象とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公共的団体（営利を目的としない法人（農業協同組合及び医療法人を除く。）をいう。） (2) 地域の産業振興等に資する事業を実施する法人で、次のいずれかに該当するもの <ol style="list-style-type: none"> ア 資本金等の2分の1以上を市町村が出資する法人 イ 資本金等の4分の3以上を市町村及び公共的団体が出資する法人 <p><算定> 事業実施主体の負担を最低3分の1とみなし、交付対象経費から事業実施主体の負担を控除して交付金額を算定する。</p>
	ソフト	<p>(4) 地域特産品奨励事業</p> <p>(5) 農林水産業の振興に関する事業</p> <p>(6) 商工業の振興に関する事業</p> <p>(7) 食関連産業振興事業</p> <p>—</p>
	(8) 地域雇用対策に関する事業	<p><対象事業> 道が策定した「北海道雇用創出基本計画」に沿って実施する事業を対象とする。</p>
	(9) 新産業創造事業	<p>附表1のとおり</p>
7 港湾利用促進事	(1) 国際化推進施設整備事業 (2) 港湾観光支援施	<p><対象事業> 臨港地区等（臨港地区、港湾区域、港湾隣接地域等）港湾管理者が管理している区域、又は臨港地区</p>

業 (ハードのみ) <※該当のない 総合振興局・振 興局は削除する こと。>	設整備事業 (3) 海洋性スポーツ 振興施設整備事業	等に隣接し、港湾地区等と一体となっている区域において実施される事業で、次に掲げる施設の整備事業を対象とする。 (1) 国際化推進施設整備事業 外国語表記の案内板、物産品等の展示場の他、外国人就労者の利便性向上のための休憩所、トイレ、照明施設など、港湾や地域の国際化に効果の高い施設の整備事業 (2) 港湾観光支援施設整備事業 道路（歩道を含む。）、駐車場、公園、港湾案内板（標識を含む。）、安全対策施設、歴史的建造物の復元・保存、水質等の環境改善など、港湾や地域の観光振興に効果の高い施設の整備事業 (3) 海洋性レクリエーション振興施設整備事業 マリーナ、ポートパーク、魚釣施設、ビーチ、安全対策施設など、海洋性レクリエーションの振興に効果の高い施設の整備事業	
8 省エネルギー・新エネルギー振興事業	ハード	(1) 新エネルギー等開発利用施設整備事業	<対象事業、対象経費> 次のとおり取り扱うものとする。 (1) 「新エネルギー等」とは、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成13年北海道条例第108号）第2条第2号に規定する新エネルギー及び天然ガスをいう。 (2) 新エネルギー等開発利用施設整備事業の対象とする範囲は、原則として、公共用施設に導入する開発利用施設とする。 (3) 交付対象経費は、新エネルギー等の開発及び利用施設の整備のために直接必要な経費とする。 (4) 地熱及び天然ガス開発利用に関する事業は、採択上、開発事業（ボーリング探査）と利用施設整備事業をそれぞれ別個の事業として取り扱うものとし、利用施設整備事業については、坑井ごとの全体利用計画（継続事業の場合も含む。）をもって1件とする。
	ソフト	(2) 省エネルギー・新エネルギー促進事業	<対象事業> 「省エネルギー」とは北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例（平成13年北海道条例第108号）第2条第1号、「新エネルギー」とは同条例第2条第2号に定めるものとする。
9	市町村広域行政推進事業	—	
10 合併市町村まちづくり推進事業 (ハード・ソフト共通)	総合振興局長が特に必要と認める事業	附表2のとおり	
11	ハ	総合振興局長が特	<対象事業>

地域重点プロジェクト推進事業	ド	に必要と認める事業	<p>道央連携地域政策展開方針における地域重点プロジェクトの推進に資する事業について、対象とすることができる。</p> <p>ただし、実施要綱別紙1の第1における他の区分において対象外と定める事業についても対象とするものではない。</p> <p><限度額> 道央連携地域政策展開方針における地域重点プロジェクトの推進に資する事業のうち、総合振興局長が特に必要と認める事業については、上限額及び下限額の規定を適用しないことができる。</p>
	ソフト	総合振興局長が特に必要と認める事業	<p><対象事業> 道央連携地域政策展開方針における地域重点プロジェクトの推進に資する事業について、対象とすることができる。</p> <p>ただし、実施要綱別紙1の第1における他の区分において対象外と定める事業についても対象とするものではない。</p> <p><市町村が補助することができる団体> 実施要綱第2の(2)の規定に関わらず、地域重点プロジェクトの推進に資する公共的な事業を実施する団体等</p> <p><限度額> 道央連携地域政策展開方針における地域重点プロジェクトの推進に資する事業のうち、総合振興局長が特に必要と認める事業については、上限額及び下限額の規定を適用しないことができる。</p>
12 権限移譲 推進事業 (ソフトのみ)		総合振興局長が特に必要と認める事業	<p><交付対象者> (1) 新たに旅券法の事務の移譲を受ける市町村又は広域連携に係る市町村等（複数の市町村が事務を共同処理して移譲を受ける場合における当該事務の主体となる市町村、広域連合、一部事務組合又は複数市町村で構成する協議会等をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 新たに5パッケージ以上の事務の移譲を受ける市町村又は広域連携に係る市町村等。</p> <p>ただし、広域連携に係る市町村等のパッケージ数の算定に当たっては、広域連携に係る市町村等の移譲事務のパッケージ数に連携する市町村数を乗ずるものとする。</p> <p>また、過去に特定パッケージ内の一部の事務の移譲を受けている市町村又は広域連携に係る市町村等が、当該パッケージの残余の事務の移譲を受けることにより、1パッケージとなる場合については、1パッケージとして算定することとする。</p> <p><対象経費> 交付申請年度に移譲を受ける事務（交付申請年度の翌年度に移譲を受ける事務で交付申請年度に受入準備を行う必要がある場合を含む。）の受入れに当たり、交付申請年度に支出する備品、書籍等の購入、研修、普及啓発・広報、システム開発等の経費（専ら移譲事務に用いられるものに限る。）の合計額。</p> <p>ただし、北海道権限移譲事務交付金で措置する経費及び備品の保守点検料やリース料など移譲事務の受入れ後に発生する経費を含むものについては、交</p>

		付対象経費としない。 また、備品購入費については、交付対象経費の5分の1を限度とする特例を適用しない。 <限度額> 下限額 10万円
13 地域医療対策事業(ハードのみ)	(1) 診療所整備事業 (2) 診療所医療機器整備事業	<対象事業> 辺地無医地区又は過疎地域等における医療確保のため、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)が開設する診療所に係る施設整備及び医療機械器具の整備
	(3) 医師用住宅整備事業	<対象事業> 病院又は診療所に医師を新たに招へいするなど医師確保のために必要な医師用住宅の整備事業(他の目的で整備された既存施設を改修又は補修する事業を含む。)であって、総合振興局長が特に必要と認めるものを対象とする。ただし、「緊急臨時的医師派遣事業実施要綱(平成20年6月19日付け医推第35号保健福祉部長通知)に基づき派遣された医師のための住宅整備事業を除く。 <交付対象者及び実施主体> 市町村(人口10万人当たりの医師数が全道平均を上回る第2次医療圏に所在し、人口10万人当たりの医師数が全道平均を上回る市町村を除く。) <限度額> 上限額 1,000万円(集合住宅は、2,000万円) 下限額 250万円(既存施設を改修又は補修する事業は、50万円)

第2 採択の優先度(実施要綱第12の2関係)

1 優先的に採択する事業

(1) ハード系事業

対象事業	内容
1 地域重点プロジェクト推進事業	地域重点プロジェクトの推進に資する事業
2 広域連携促進事業	複数の市町村が共同で実施する事業(施設の共同設置等)
3 緊急性の高い事業	緊急に取り組む必要がある事業

(2) ソフト系事業

対象事業	内容
1 地域重点プロジェクト推進事業	地域重点プロジェクトの推進に資する事業
2 広域連携促進事業	ア 複数の市町村等が共同で実施する事業 イ 広域的な波及効果のある事業
3 多様な主体の連携を促進する事業	総合振興局長が適当と認める者が実施する事業にあつては、市町村が関与(財政支援又は人的支援等)

	をしている事業
4 緊急性の高い事業	緊急に取り組む必要がある事業
5 先駆性のある事業	先進的な事業、新しい発想・新たな工夫が採り入れられている事業
6 優位性のある事業	地域の特性（資源）や優位性が生かされている事業
7 継続性のある事業	支援終了後の事業の継続的な実施や発展性、継続的な効果が見込まれる事業

2 採択の優先度が低い事業(例)

(1) ハード系事業

対象事業（例）	内容（例）
1 交付税措置のある地方債を利用することにより、交付金に比べ市町村の実質負担額が軽減される事業	ア 過疎対策事業債を利用できる事業 イ 辺地対策事業債を利用できる事業
2 総合振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業	ア 温泉保養施設整備事業 イ パークゴルフ場等整備事業
3 同じ市町村に既に同様の施設があって、二つ目以上となる場合の施設整備事業	ア 公民館、コミュニティセンター、美術館等整備事業 イ 体育施設等整備事業 ウ 保育所等整備事業
4 市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業	ア 地区集会施設整備事業 イ 地区公園等整備事業
5 その他	ア 火葬場・葬祭場整備事業 イ 墓地等整備事業

(2) ソフト系事業

対象事業（例）	内容（例）
1 先駆性の低い事業	過去に同じ内容で採択されたことのある事業（3年を限度とする継続採択事業は除く。）
2 事業主体の直接的関与が低い事業	事業内容の大半を委託する事業（ただし、広報宣伝事業、情報システム及びインターネットに供するデータ作成事業等の事業主体の直接的関与が高い事業を除く。）
3 その他	ア 団体構成員や参加者の旅費が事業費の大半を占める事業 イ 主に鑑賞を目的とし、観客から入場料を徴収する事業

新産業創造事業における特例的取扱いについて

第 1 新産業創造事業の概要等

区 分	内 容
1 採択の基本的な考え方	<p>本事業の採択に当たっては、新産業の創造を支援する組織等の意見を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意の上、採択を決定するものとする。</p> <p>また、交付対象事業の円滑かつ効果的な実施のため、必要な指導・助言を行うこととする。</p> <p>(1) 中小企業者等で組織する組合、団体等の場合は、内部で合意が形成されていること。</p> <p>(2) 事業内容や実施方法等について十分な検討がされており、具体性があること。</p> <p>(3) 自己資金の確保がされていること又は確実に見込まれること。</p> <p>(4) 責任者が明確であるとともに、団体等の運営体制及び事業の執行体制が確立されていること。</p>
2 定義	<p>(1) 「中小企業者」とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条に規定する中小企業者をいう。</p> <p>(2) 「新規成長分野」とは、北海道新規成長分野産業振興ビジョン（平成9年1月）において定める住宅・都市インフラ関連分野、環境・リサイクル関連分野、情報・通信関連分野、産業支援関連分野、健康・福祉関連分野及び文化・レジャー関連分野の6分野をいう。</p> <p>(3) 「一般事業」とは、地域における新規成長分野を中心とした新産業の創造に向けた事業（以下「新規成長分野等創造事業」という。）及び生活に関連した新たなサービス業の創出に向けた事業（以下「生活産業創出事業」という。）をいう。</p> <p>(4) 「特別対策事業」とは、構造改革等の影響が大きい中小企業者等の新産業創造や経営多角化を促進する事業（以下「新分野進出支援事業」という。）、離職希望者や失業者自らによる起業を促進する事業（以下「事業者育成事業」という。）及び新たな人材を受け入れることによりニュービジネスを展開し市場規模の拡大等を促進する事業（以下「労働者受入事業」という。）をいう。</p>
3 交付対象者	<p>総合振興局長が適当と認める者を対象とする。ただし、実施要綱第2の(2)の規定は適用せず、本表附表の第2に掲げる者を対象とすることができる。</p>
4 交付対象事業	<p>本表附表の第2に掲げるとおりとする。ただし、この場合にあっても実施要綱第3の1の(2)のイの表の左欄に掲げる事項に該当する事業は交付対象外とするとともに、次のいずれかに該当するものについては、原則として採択しないものとする。</p> <p>(1) 機器購入、委託に係る費用の合計額が交付対象経費のおおむね8割以上を占めているもの</p> <p>(2) 過去に地域づくり総合交付金（旧地域政策総合補助金を含む。）又は地域新産業創造活動補助金を受けた者が実施する類似の事業</p> <p>(3) フォーラム、講演会、セミナー等（以下「フォーラム等」という。）の開催事業（ただし、事業の成果を企業や道民に広く普及し、事業化に向けた協力者や支援者を確保するためにフォーラム等を開催するなど、新しい産業づくりに向けた全体計画の中で位置付けが明確であるものや道（総合振興局・振興局）がフォーラム等の企画・運営に特別の関与を行っているものなどは、この限りではない。）</p>

5 成果報告書の提出	交付事業者は、制度要綱第13に定める補助事業等実績報告書の提出後、1か月以内に総合振興局長に対し成果報告書を提出するものとする。
------------	--

第2 交付対象事業、交付対象者

区分		交付対象事業	交付対象者	
1 一般事業	(1) 新規成長分野等創造事業	ア 新技術・新製品・新サービスの事業化に必要な調査、研究、技術開発事業 イ 新技術・新製品・新サービスの事業化に必要な研究会・研修会等の開催、専門家等の招へい、従業員等の派遣事業 ウ 新技術・新製品・新サービスの事業化に必要な展示会・商談会等への参加や開催事業 エ その他総合振興局長が特に認める事業	札幌市を除く北海道内の次に掲げる者 ア 中小企業者 イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号（以下「中団法」という。））第3条第1項に定める中小企業団体 ウ 次の公益法人 （ア）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。）第4条の規定による公益認定を受けた公益法人（以下「公益法人法第4条の公益法人」という。） （イ）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第40条第1項及び第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって、同法第106条第1項に規定する登記をしていない特例社団法人及び特例財団法人（以下「特例社団法人等」という。） エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。）第2条に定める一般社団法人等（以下「一般社団法人等」という。） オ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に定める特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。） カ 任意グループ。ただし、構成員の2分の1以上がア～オに掲げるもので構成されているものに限る。	
	(2) 生活産業創出事業		札幌市を除く北海道内の次に掲げる者 ア 中小企業者 イ 中団法第3条第1項に定める中小企業団体 ウ 次の公益法人 （ア）公益法人法第4条の公益法人 （イ）特例社団法人等 エ 一般社団法人等 オ 北海道市民活動促進条例（平成13年3月30日北海道条例第5号）第6条に定める市民活動団体 カ 任意グループ。ただし、構成員の2分の1以上がア～オに掲げるもので構成されているものに限る。	
2 特別対策事業	(1) 新分野進出支援事業	ア 地域における新産業の創造及び起業化、情報化等に係る調査検討事業 イ 新製品・新サービス等に関する研究、	北海道内の次に掲げる者であって、当該団体又は当該団体の構成員のいずれかが右の要件に該当するもの ア 中団法第3条第1項に定める中小企業団体 イ 次の公益法人 （ア）公益法人法第4条の公益法人 （イ）特例社団法人等	完成工事高の概ね50%以上が公共事業となっている建設業を営む者、又は直近1年間のうちいずれかの3ヶ月間の売上高（受注高）が前年同期と比べ概ね1

	<p>技術開発事業 ウ 異業種間・産業間・他地域との技術・ノウハウ等交流事業 エ 新技術・新サービスの導入等に関する研究会、研修会等開催事業 オ 試験研究機関、大学、企業等への技術者等派遣事業 カ 新製品・新サービス等に関する専門家等招へい事業 キ 新技術・新製品・新サービス等に関する展示会、商談会等開催事業 ク 新技術・新製品・新サービス等に関する品評会、競技会等開催事業 ケ その他総合振興局長が特に認める事業</p>	<p>ウ 一般社団法人等 エ 任意グループ。ただし、構成員は3者以上であり、かつ、構成員の2分の1以上が中小企業者で構成されているものに限る。 なお、事業者育成事業の交付対象者である当該任意グループにおいては、事業を営んでいないが今後開業を志している個人についても中小企業者とみなす（以下「みなし中小企業者」という。）ことができるものとする。 ただし、みなし中小企業者のみから構成される当該任意グループは交付対象外とする。 オ 特定非営利活動法人（労働者受入事業に限る。）</p>	<p>0%以上減少している者（ただし構成員の場合は中小企業者に限る。）</p>
(2) 事業者育成事業			<p>離職希望者（解雇予告された者、あるいは開業を志し自主退職を予定している者）又は失業者を含む者</p>
(3) 労働者受入事業			<p>事業化後1年間に当該事業において離職者又は失業者等を3名以上雇用する者</p>

附表 2

合併市町村まちづくり推進事業における取扱いについて

合併市町村基本計画等に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業を対象とし、その取扱いについては、次のとおりとする。

区 分		内 容
共通事項	1 交付対象者	(1) 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づいて合併した市町村 (2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づいて合併した市町村 (3) 市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に基づいて合併した市町村又は同法に基づき設置された法定合併協議会及びその構成市町村
	2 交付対象経費	交付対象経費から除外する経費は、制度要綱第4及び実施要綱第4の1によるものとする。
ハード系事業	1 交付対象事業	制度要綱第3及び実施要綱第3の1の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (1) 合併市町村基本計画等に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化のために必要となる事業で、次の事業を対象とする。 ア 共通事項1の(1)の市町村が実施する公共施設等整備事業（庁舎等公用施設を含む。）で、市町村の合併の特例に関する法律第11条の2に規定する合併特例債が充当される国の補助事業又は地方単独事業（基金造成に係るものは除く。） イ 共通事項1の(2)の市町村が実施する公共施設等整備事業（庁舎等公用施設を含む。）で、市町村の合併の特例等に関する法律第18条に規定する合併推進債が充当される国の補助事業又は地方単独事業 (2) 1件の取扱いについては、個別事業毎に算出した交付金額の合計額をもって、市町村ごとに1件として取り扱うものとする。
	2 交付金の限度額	交付金の限度額については、制度要綱第6の1の表の(2)のアによるものとし、その特例を次のとおりとする。 上限額は2億円とする。
	3 交付金額の算定	交付金額は、合併特例債又は合併推進債（以下「合併特例債等」という。）の申請事業毎に算出するものとし、制度要綱第7及び実施要綱第6の1の規定にかかわらず、次により算出できるものとする。 (1) 交付対象経費から交付対象経費に係る合併特例債等の額を控除した額の範囲内において交付金額とすることができる。ただし、この場合の合併特例債等については満度に充当したものとみなす。 (2) 交付対象経費から(1)により算出した交付金額を控除した部分に市町村の一般財源が充当される場合は、当該一般財源の1/2の額を限度として、交付金を加算することができる。ただし、この場合の交付金額は、(1)により算出した交付金額を合わせて、交付対象経費の12.5%を超えることはできないものとする。
	4 継続事業の取扱い	次の範囲内において、実施要綱第12の2の(1)のアによるものとする。 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10か年度
ソフト系事業	1 交付対象事業	制度要綱第3及び実施要綱第3の1の規定にかかわらず、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため必要となる事業及び合併の推進を図るために必要な事業で次に掲げる事業 (1) 合併記念式典開催事業 (2) 新市町村の知名度・イメージアップのため実施する広報普及事業 (3) 旧市町村住民間の交流・連携を促進するため、新たに実施するイベ

	<p>ント 開催事業（旧市町村単位で実施される既存イベント等は対象外）</p> <p>(4) 市町村の合併の特例に関する法律に基づき合併した市町村であって、市 役所又は役場の本庁舎を設置しない旧市町村地域で従前から実施している 事業のうち、旧市町村地域の独自の文化等を継承し、旧市町村間の交流・ 連携を深めながら引き続き実施するイベント等開催事業（市町村が補助す ることも可とする）</p> <p>(5) 合併の推進を図るため実施する事業で、実施要綱第3の1の(2)の アに おける対象事業のうち、(ア)から(オ)に掲げる事業</p>
2 交付金の 限度額	<p>交付金の限度額については、制度要綱第6の1の表の(2)によるものとし、その特例を次のとおりとする。</p> <p>上限額は1,000万円とする。</p>
3 交付金額 の算定	<p>交付金額は、制度要綱第7及び実施要綱第6の1の規定によるものとする。</p>
4 継続事業 の取扱い	<p>次の範囲内において、実施要綱第12の2の(1)のイによるものとする。</p> <p>(1) 共通事項1の(1)及び(2)に該当する交付対象者が実施する事業 合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5か年度</p> <p>(2) 共通事項1の(3)に該当する交付対象者が実施する事業 ア 合併前に実施する事業は事業開始年度以降3か年度 イ 合併後に実施する事業は合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5か年度</p>